



大田原信用金庫

**NEWS LETTER**

令和3年7月

お客さま各位

大田原信用金庫

### 通帳レスシステム機能改善のお知らせ

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和3年7月20日より「しんきん通帳アプリ（通帳レスシステム）」の機能改善をします。また、機能改善に伴い「預金規定（特約）」の以下の部分が改定になります。

当金庫の「しんきん通帳アプリ」をご利用のお客さまへは、令和3年7月20日より「預金規定（特約）」を「しんきん通帳アプリ」に掲載させていただきますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 機能改善の内容

総合口座担保定期預金の新解約機能

しんきん通帳アプリから総合口座担保定期預金の新約・解約が可能となります。



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266

## 2. 「預金規定（特約）」の主な改定内容

「大田原信用金庫 通帳レス口座」に関する特約 新旧対照表

新	旧
<p><u>9. (『しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)</u></p> <p><u>(1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『しんきん通帳アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。</u></p> <p><u>(2) 『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p><u>(3) 『しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。</u></p> <p><u>(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>10. (通帳レス口座の解約)</u></p>	<p><u>9. (通帳レス口座の解約)</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11. (特約の変更)</u></p>	<p><u>10. (特約の変更)</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>以上 <u>(令和3年7月20日現在)</u></p>	<p>以上</p>



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266